

令和5年8月21日

第8回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第8回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年8月21日(月) 午後2時00分から午後2時37分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

農業委員

1番 野地 太郎

2番 佐藤 勝則

3番 大内 和長

4番 菅野 一紀

5番 川口 美奈子

6番 武藤 一夫

7番 安齋 栄

8番 安齋 喜八

9番 佐久間 栄吉

10番 武藤 栄利

11番 菅野 秀和

12番 根本 信康

~~13番 佐藤 孝志~~

14番 佐藤 美由紀

~~15番 遠藤 伝栄~~

16番 馬場 利正

~~17番 松本 太~~

18番 齋藤 弘美

19番 奥平 貢市

農地利用最適化推進委員

20番 菊地 清吉

21番 佐藤 孝

22番 武藤 善朗

23番 安齋 浩一

24番 佐藤 一男

25番 佐藤 薫

26番 石川 重彦

~~27番 菅野 正寿~~

28番 佐藤 洋三

29番 平 義一

30番 大石 忠雄

31番 遊佐 一夫

32番 渡邊 久

33番 伊藤 金志

34番 渡邊 一正

~~35番 遠藤 康子~~

36番 大内 信一

37番 安齋 秀明

38番 武藤 健之

4 欠席委員

農業委員

13番佐藤孝志委員、15番遠藤伝栄委員、17番松本太委員

農地利用最適化推進委員

27番菅野正寿委員、35番遠藤康子委員

5 遅参委員

なし

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用
施設等の届出について

第4 議案第49号 現況確認証明申請について

第5 議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について

第6 議案第51号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変
更申請について

第7 議案第52号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第8 議案第53号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計
画の承認について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 高根功幸 農地係長 湯田匡史 農地係 菅崎裕一

8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長 これより、令和5年第8回二本松市農業委員会を開会します。

（宣告 午後2時00分）

議長（奥平貢市）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中16名、推進委員19名中17名で定足数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、13番佐藤孝志委員、15番遠藤伝栄委員、17番松本太委員、27番菅野正寿委員、35番遠藤康子委員から欠席の旨、届出がありましたのでご報告いたします。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長 それでは、1番野地太郎委員、18番齋藤弘美委員の両名を指名いたします。

議長（奥平貢市）会長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長(奥平貢市)会長 異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

なお、この際お願い申し上げます。

議案の個人情報の扱いについてであります。個人情報保護の観点から、取り扱いには十分注意いただきますようお願いいたします。

議長(奥平貢市)会長 それでは、日程第3、報告第1号「農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用施設等の届出について」を議題といたします。

事務局の報告を求めます。

事務局 議案書3ページをご覧ください。

報告第1号農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用施設等の届出について。

農地法施行規則第29条第1項第1号の規定により、農業用施設等の届出があったので報告する。

令和5年8月21日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1について、XXXXXXXXXX・XXXXXXXXXXより、農業用倉庫建築のため、農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用施設等の届出がありましたので報告いたします。

以上で説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の報告が終わりました。

只今の事務局の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは、以上で報告第1号についての報告を終わります。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第4、議案第49号「現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書4ページをご覧ください。

議案第49号現況確認証明申請について。

福島県現況確認証明書交付事務取扱要領により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和5年8月21日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、農地の所在、XXXXXXXXXX、登記地目・畑、現況地目・原野、面積2,720平方メートル。非農地の事由、長期間に渡り管理されなかったため、草木が生い茂り荒廃化したものであります。

番号2、農地の所在、XXXXXXXXXX外5筆、登記地目・畑、現況地目・山林、原野、面積計7,804平方メートル。非農地の事由、15年以上前か

ら耕作しておらず、そのまま放置していたため荒廃化したものであります。

番号3、農地の所在、XXXXXXXXXX外1筆、登記地目・畑、現況地目・原野、面積計1,975平方メートル。非農地の事由、長期間に渡り管理されなかったため、草木が生い茂り荒廃化したものであります。

番号4、農地の所在、XXXXXXXXXX、登記地目・田、現況地目・原野、面積1,380平方メートル。非農地の事由、長期間に渡り管理されなかったため、草木が生い茂り荒廃化したものであります。

番号5、農地の所在、XXXXXXXXXX、登記地目・畑、現況地目・山林、面積2,076平方メートル。非農地の事由、30年以上前から耕作しておらず、そのまま放置していたため荒廃化したものであります。

議案書6ページをご覧ください。

番号6、農地の所在、XXXXXXXXXX、登記地目・畑、現況地目・原野、面積1,097平方メートル。非農地の事由、20年以上前から耕作しておらず、そのまま放置していたため荒廃化したものであります。

番号7、農地の所在、XXXXXXXXXX、登記地目・畑、現況地目・山林、面積293平方メートル。非農地の事由、20年以上前から耕作しておらず、そのまま放置していたため荒廃化したものであります。

番号8、農地の所在、XXXXXXXXXX、登記地目・畑、現況地目・山林、面積238平方メートル。非農地の事由、30年以上前から耕作しておらず、そのまま放置していたため荒廃化したものであります。

なお、所有者氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

8番（安齋喜八）委員 8番、安齋です。今日遠藤推進委員と伝栄君が欠席なので、私の方から報告させていただきます。

議案49号の1番について、8月の3日、2時から現地を、私と遠藤康子推進委員、遠藤伝栄委員と、あと事務局2名と、5人で現地を確認してまいりました。現地はですね、もう原野化されておりました、やむを得ないんじゃないかということになりましたので、ひとつ皆様のご審議よろしくお願いします。

以上です。

32番（渡邊 久）委員 32番、渡邊です。議案49号番号2番、3番、4番について調査内容を報告いたします。

8月2日、佐久間栄吉委員、大内和長委員、私と、事務局より高根局長、長谷川さんの5名で調査いたしました。

番号2番に関しましては、養蚕、もとは桑畑なのですが、廃業以来そのまま放置してあったものであります。内容は事務局説明どおりであります。

番号3番、4番は、隣接してる土地でありまして、これも事務局説明どおり、蔓草が生えすぎていて荒廃化したものであります。皆様のご判断をよろしくお願いします。

14番（佐藤美由紀）委員 議案第49号番号5から8について調査内容を報告します。

8月4日午前10時より、農業委員の武藤一夫さん、推進委員の武藤善朗さん、事務局の湯田係長と長谷川さんとの5人で現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。

5番、6番、7番、8番とどの農地も周辺が山林に囲まれていて、農地自体も山林化や原野化しており、非農地の判定やむなしと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 無いようですので、議案第49号、番号1から番号8について、原案のとおり判定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第49号、番号1から番号8については原案のとおり判定することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に日程第5、議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書7ページをご覧ください。

議案第50号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和5年8月21日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1につきましては、借受人の経営規模の拡大のため、貸付人は相手側の要望を受け申請地に賃借権を設定するものであります。

番号2につきましては、譲受人の経営規模の拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受け申請地を売買により所有権移転するものであります。

議案書8ページをご覧ください。

番号3につきましては、借受人の経営規模の拡大のため、貸付人は相手側の要望を受け申請地に賃借権を設定するものであります。

番号4につきましては、譲受人の経営規模の拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受け申請地を贈与により所有権移転するものであります。

番号5につきましては、譲受人の経営規模の拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受け申請地を売買により所有権移転するものであります。

番号6及び番号7につきましては、譲受人の経営規模の拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受け申請地を贈与により所有権移転するものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

12番（根本信康）委員 12番、根本です。議案50号の1について現地調査の結果を説明いたします。

8月19日に現地調査を佐藤推進委員と一緒に行きました。なお、当日、午後6時に■■■■さんの自宅でお話をしました。お互い春から話し合いをしていたということで、事務局説明のとおりということです。私としては、許可適当と思います。以上です。

2番（佐藤勝則）委員 2番、佐藤です。議案第50号の2番につきまして、調査内容を報告いたします。

8月の19日、午前10時に、譲渡人の■■■■さん、並びに譲受人の■■■■さん、まあ■■■■さん宅のすぐ近くが現地なものですので、■■■■さん宅に私と推進委員の平さんで行きまして、申請書の調査並びに現地を確認してまいりました。その結果これといった問題は無く許可適当と思われますので、皆様のご審議をどうぞよろしく願いいたします。以上です。

5番（川口美奈子）委員 5番の川口です。議案50号番号3について調査結果をご報告いたします。

8月19日午前10時より、渡邊一正委員とともに現地調査を行いました。

内容は事務局説明のとおりです。また、■■■■さん、■■■■さんには電話にて確認し間違いがないということでした。なおこの件は、以前ご相談いただいています。

して、貸し借りされていましたが、正式なものではなかったために、今回、貸付人の■■■さんのご希望により改めて貸借契約されたものです。調査の結果特に問題がないため、許可適当と判断をいたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

31番（遊佐一夫）委員 31番、遊佐です。8月17日10時より、現地において、農業委員の安齋栄さんと、■■■さんと■■■さんは親戚で20年前から■■■さんは作っていたとのことで、相続のため今度改めてまた借りるということで親戚同士なのでなんら問題がないと思いますので皆様の審議よろしくお願いたします。

25番（佐藤 薫）委員 25番、佐藤です。議案第50号の番号5番について調査の結果をご報告いたします。

8月14日午後5時から、譲渡人の■■■さん、譲受人の■■■さんの息子さんですね、息子さんに任せておくからということで、息子さんの■■■さん、農業委員の安齋喜八さんと、私4人で現地にて確認いたしました。

内容等については事務局説明のとおりでございます。土地は■■■さんの自宅のすぐ目の前にありまして、以前から一部、野菜などを作るのにお借りしていたということで、今回有償移転ということで話がまとまったということでした。ただあの事務局からいただいた地図で確認したところ、この地図が少し譲渡人と譲受人の考えていた地図とちょっと違うということで、それでは一度事務局の方に確認してくださいということで、その日はちょっと保留にして

きました。そして、翌日ですね、譲受人の[]さんが事務局の方にお越しただいて、説明を受けまして、まあそういうことであればまあ間違いないだろうということで、納得しておかえりになったということで、譲渡人の[]さんにもその旨説明したところ、[]さんの方もそういうことであれば大丈夫ですということで、了解を得たということでしたので、特に問題は無いのかなと判断してまいりました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

6番（武藤一夫）委員　　6番武藤一夫です。議案第50号6番、7番についての調査報告をいたします。

去る8月20日午後1時30分よりそれぞれ確認してまいりました。最適化推進委員の菅野正寿さんと私と、6番につきましては、譲渡人の[]さんと譲受人の[]さんの4名で現地を確認してまいりました。確認の結果、なんら問題なく許可適当と考えております。

7番について、この件に関しても、正寿さんと私、あと[]さんと3人で現地を確認しております。土地所有者の[]さんについては、北海道の老人ホームにいるということで、後見人の社会福祉協議会の法人の[]さんに説明して確認を取りました。その結果、なんら問題なく許可適当と考えられますので皆様のご審議をよろしくお願いしたいと思います。

議長（奥平貢市）会長　　以上で、担当委員の報告が終わりました。

事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長　それでは、議案第50号、番号1から番号7について採決いたします。

議案第50号、番号1から番号7について原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長　全員賛成ですので、議案第50号、番号1から番号7については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　次に日程第6、議案第51号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　議案書10ページをご覧ください。

議案第51号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の許可後の事業計画変更申請があったので審議を求める。

令和5年8月21日提出　二本松市農業委員会会長　奥平貢市。

番号1、議案第52号番号2と同一事業になります。

当初計画者である譲渡人が一般住宅を建築する計画でありましたが、社会情

勢等の変化により建築が困難となったため、譲受人が土地を譲り受け、一般住宅を建築します。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

18番（齋藤弘美）委員 18番、齋藤です。議案51号番号1について調査内容を報告いたします。

8月12日に譲渡人の■■■さんと譲受人の■■■さんの奥さんから内容を聞き取り、18日に安齋浩一委員とともに現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、■■■さんの事情により計画を実行できなかったということで、事業計画変更は仕方がないと考えますので、ご審議よろしく願いします。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは採決いたします。

議案第51号、番号1について原案のとおり承認することに賛成の委員は挙

手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第51号、番号1については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に日程第7、議案第52号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書11ページをご覧ください。

議案第52号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和5年8月21日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

議案書11ページから13ページにかけてをご覧ください。

番号1、一時転用になります。

産業廃棄物最終処分場を建設するにあたり、残土置場を確保する必要があるため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、■■■■
■■■■は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。■■■■以外の14筆は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地ではありますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可できると判断されるものであります。

番号2、議案第51号番号1と同一事業になります。

日本で暮らす妻子と同居するため、申請地に住宅建築を計画します。汚水は合併浄化槽を設置し、市道側溝へ排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

議案書14ページをご覧ください。

番号3、事後申請になります。

昭和51年頃に建築した倉庫が違反転用状態であることが判明したため、申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号4及び番号5、再生可能エネルギーの普及拡大を図るため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長　以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

18番（齋藤弘美）委員　18番、齋藤です。議案第52号番号1について

調査内容を報告いたします。

大規模な農地転用なので、8月9日に奥平会長、野地職務代理、安齋浩一委員と私、事務局より高根事務局長と宮崎さん、合わせて6名で現地調査を行いました。借受人の[]営業所の皆さんに来てもらい説明を受けました。

内容は事務局説明のとおりです。なお貸付人の8名の方には18日に内容を確認いたしました。調査の結果、処分場建設による残土置場ということでした。

当該地は山の谷あいにある農地で作付けはされておらず、周りには農地がありません。くれぐれも土砂の流出がないようお願いしてきましたので、一時転用はやむを得ないと考えます。ご審議よろしく願いいたします。

続きまして、番号2について調査内容を報告します。

この案件は、議案第51号番号1と同一事業です。8月12日に譲渡人の[]さんと譲受人の[]さんの奥さんから内容を聞き取り、18日に安齋浩一委員とともに現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、住宅地の中にあり、周りにも影響がないことから許可相当と考えますのでご審議よろしく願いいたします。以上です。

21番（佐藤 孝）委員 21番、佐藤です。52号の3と4の説明をいたします。

8月19日午後1時30分より[]さん宅の倉庫で野地太郎農業委員と二人で現場を確認しました。これは[]さんのお父さんが以前に建てていて違反転用であったということが判明したため今回の申請となりました。[]さんと[]

さんの以前に言葉のやり取りで、土地を交換したという風なことで顛末書も出ておりますので皆さんのご審議よろしくをお願いいたします。

番号4につきましては、野地太郎農業委員とともにさん宅を訪問しまして、太陽光をやるんだということで、土地を売買によってやるという風なことで、なんら周りには影響がないため許可適当と判断いたしました。皆さんのご審議よろしくをお願いいたします。

8番（安齋喜八）委員 8番、安齋です。議案52号の5番についてご説明申し上げます。

8月の15日、10時から現地において、地主のさん、それから
っていう会社の支店の用地担当のさんと、佐藤薫推進委員と私と4人で現地を確認しました。周りには影響ないということで承諾ももらっているということで特に問題は無いと思いますのでひとつ皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

7番（安齋栄）委員 4番と5番の価格について教えて頂ければ。

事務局 議案第52号番号4及び番号5それぞれの売買代金についてですが、番号4につきましては円。番号5につきましては円となっております。

ます。以上です。

7 番（安齋栄）委員 はい。ありがとうございました。

議長（奥平貢市）会長 その他質問意見ございますか。

無いようですので採決いたします。

議案第 5 2 号、番号 1 から番号 5 について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第 5 2 号、番号 1 から番号 5 については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第 8、議案第 5 3 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 1 6 ページをご覧ください。

議案第 5 3 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和 5 年 8 月 2 1 日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、8 月 3 1 日を予定しております。

農地流動化の状況について、議案書18ページをご覧ください。

今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区1筆、2,620平方メートルの計画内容でございます。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号1につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは、議案第53号、番号1について採決いたします。

議案第53号、番号1について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第53号、番号1については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和5年第8回二本松市農業委員会を閉会いたします。

(宣告 午後2時37分)

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和5年8月21日

二本松市農業委員会

議 長 奥平 貢市

署 名 委 員 野地 太郎

署 名 委 員 齋藤 弘美